

令和3年8月26日

岡山市立保育園・認定こども園保護者様

岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部  
幼保運営課長  
就園管理課長

緊急事態宣言に伴う保育園及び認定こども園の利用について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及び新型コロナウイルス感染防止対策の取組みについてご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

このたび新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和3年8月27日から緊急事態措置を実施する区域に岡山県が指定されます。

保育園・認定こども園は引き続き、利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であることから、緊急事態宣言期間中も感染防止策を徹底しつつ、開園し保育を行います。令和3年8月27日（金）から令和3年9月12日（日）までの間、感染拡大防止の観点から、家庭での保育が可能な場合には、家庭保育の協力をお願いいたします。

保育が必要な方、保育を希望される方につきましては、通常どおり保育を行いますので、ご家庭の事情に合わせてご利用ください。

- ◎ このことは、令和3年8月27日（金）から令和3年9月12日（日）までとする。
- ◎ 登園についてのお願い
  - ・引き続き、お子様の健康観察をお願いします。
  - ・園児が、発熱した場合は、解熱後24時間以上経過してから登園してください。
  - ・軽い風邪症状であっても体調不良時には園児の登園を控えてください。
- ◎ 家庭保育にご協力いただいた場合には、保育料（0歳児～2歳児）と延長保育料については、上記期間中、登園しなかった日数（1日以上）に応じて、後日日割りで還付します。
- ◎ 副食費（3歳児～5歳児）につきましては、上記期間中、6日以上欠席の場合は、9月分の副食費を半額にし、10月以降で減額調整します。
  - ※6日連続する必要はありません。
  - ※いずれも園からの報告により手続きを行いますので、利用者の方の申請は必要ありません。
  - ※いずれも日曜日及び土曜日等の通常登園していない日を除く。
- ◎ 必要な情報は園連絡メール等で連絡します。
  - ※ご不明な点がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いいたします。

家庭保育へのご協力について	お子さまが通っている園又は 幼保運営課（086-803-1227）
副食費について	幼保運営課（086-803-1226）
保育料について	就園管理課（086-803-1432）